

## **資料 3**

検討部会配布 (2013. 8. 26)

# **札幌市の児童精神科医療のあり方**

## **答申（たたき台）**

**札幌市精神保健福祉審議会**  
**平成 25 年〇月〇日**

は　じ　め　に

平成〇年〇月

札幌市精神保健福祉審議会

会長 斎藤 利和

札幌市精神保健福祉審議会児童精神科医療検討部会

部会長 久住 一郎

## 目 次

### 第1章 児童精神科医療の現状と課題

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| 1 全国及び道内の児童精神科医療の現状           | 〇ページ |
| 2 札幌市の児童精神科医療の現状と課題           | 〇ページ |
| 3 札幌市児童心療センターの現状と課題、問題点       | 〇ページ |
| 4 大人（高校生、大学生を含む）の発達障がいへの対応の現状 | 〇ページ |

### 第2章 児童精神科医療のあり方等

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 1 札幌市全体の児童精神科医療のあるべき姿 | 〇ページ |
| 2 あるべき姿を目指すための札幌市の役割  | 〇ページ |

### 第3章 児童心療センターの安定した運営体制の構築

- |                |      |
|----------------|------|
| 1 短期的な対応策について  | 〇ページ |
| 2 中長期的な対応策について | 〇ページ |

札幌市精神保健福祉審議会 児童精神科医療検討部会委員名簿 〇ページ

札幌市精神保健福祉審議会 児童精神科医療検討部会 審議経過 〇ページ

### 資料編

- |  |      |
|--|------|
| 札幌市における児童精神医療に関する調査 調査結果                     | 〇ページ |
| 医療機関設置区分ごと院内学級、平均在院日数、患者像等の状況                | 〇ページ |
| 医療機関検索ホームページ検索結果                             | 〇ページ |
| 札幌市における子どもの心及び発達障がいの診療に関する<br>アンケート調査集計結果報告書 | 〇ページ |
| 医療型障害児入所施設（旧第一種自閉症児施設）アンケート調査<br>集計結果報告書     | 〇ページ |
| 第1回児童精神科医療検討部会審議結果等概要及び配布資料                  | 〇ページ |
| 第2回児童精神科医療検討部会審議結果等概要及び配布資料                  | 〇ページ |
| 第3回児童精神科医療検討部会審議結果等概要及び配布資料                  | 〇ページ |
| 第4回児童精神科医療検討部会審議結果等概要及び配布資料                  | 〇ページ |
| 第5回児童精神科医療検討部会審議結果等概要及び配布資料                  | 〇ページ |
| 第6回児童精神科医療検討部会審議結果等概要及び配布資料                  | 〇ページ |

## 第1章 児童精神科医療の現状と課題

### 1 全国及び道内の児童精神科医療の現状

#### (1) 児童精神科医療とは何か

- ① 日本児童青年精神医学会によると、児童青年精神医学を以下のように定義している。(同学会ホームページによる)

子どもが示す多彩な問題行動や精神身体症状を検討し、発達レベル、気質および生物学的背景、家族力動、友人関係、保育所・幼稚園・学校における行動などを総合的に評価し、発達的視点を重視した診断・治療・予防を行いながら、子どもの精神的健康の達成を企図するものである。

- ② 同じく日本児童青年精神医学会によると、その対象とする疾患群を以下のとおりとしている。

- ア 発達障がい（精神遅滞、自閉症、特異的発達障がいなど）
- イ 神経症性障がい（拒食・過食などを含む心身症的障がい・いじめ・暴力・学級崩壊・自殺・薬物乱用を含む情緒・行動障がいなど）
- ウ 器質性障がい（器質性行動障がい、注意欠如・多動性障がいなど）
- エ 精神病性障がい（感情障がい、統合失調症など）
- オ パーソナリティ障がい（性格傾向の偏り、ボーダーライン・チャイルドなど）
- カ 家庭生活における諸問題（乳幼児の虐待、養育拒否、崩壊家庭など）

児童虐待、不登校、いじめなど、子どもを取り巻くさまざまな社会問題がクローズアップされており、また、発達障害者支援法が平成16年に制定されて以降、発達障がいの社会的関心やその支援体制のニーズの高まりなどから、今後、ますます充実させなければならない医療分野と考える。

#### 【参考】

「児童精神科」と同じく、発達障がいをその診療の対象とする医療分野に、「小児神経科」がある。

児童精神科は、精神科の一分野として派生したものであり、発達障がいに対しては、主にその障がいを起因とする精神的症状に対するケアを行うのに対し、小児神経科は、小児科の一分野として、発達障がいの有無に限らず、その子どもの発達の過程で、けいれん、運動・知能・感覚・行動または言葉の障がいなど、脳、神経、筋に何らかの異常がある小児の診断、治療、指導を行う診療科である。

## (2) 全国及び北海道の児童精神科医療の現状

### ① 最近の全国における児童精神科をめぐる状況について

- ア 平成 15 年 9 月に施行された少子化社会対策基本法により総理大臣を会長に内閣府に設置された少子化社会対策会議の第 3 回会議が平成 16 年 12 月 24 日に開催され「子ども・子育て応援プラン」が決定したが、その中に「子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師）の割合 100%」を今後 5 年間で目指すことが決定された。
- イ 「子ども・子育て応援プラン」を受けて、平成 17 年 3 月から平成 19 年 3 月まで、厚生労働省において、「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会を開催。
- ウ 平成 20 年 2 月に「児童精神科」が正式な標榜科として認められる。
- エ 「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会を経て、平成 20 年度から平成 22 年度まで、厚生労働省がモデル事業として、「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を国庫補助事業とし、11 都府県が実施した。
- オ モデル事業を受けて、平成 23 年度より「子どもの心の診療ネットワーク事業」が国庫補助事業として新設され、11 都府県が実施中。
- カ 平成 24 年度の診療報酬改定において、「児童・思春期精神科入院医療管理加算」を廃止し、特定入院料として「児童・思春期精神科入院医療管理料」が新設され、小児の精神科入院医療が小児病院や精神科病院等でより適切に評価されるべく見直しされた。

### ② 全国の医療機関の状況

- ア 医療機関検索ホームページ（民間）により、「児童精神科疾患の専門的診療が可能な施設」を条件に、都道府県及び政令市単位で検索した結果、全国平均で人口 10 万人あたり 0.85 か所となった。
- イ 基礎データ収集のためのアンケート調査等から、児童精神科の入院病床を有する病院（ただし全国児童青年精神科医療施設協議会正会員施設 22 病院のみ）の児童精神科の運営形態を分類すると、以下のとおりである。

分 類	箇所数	主な医療機関名
大人を含む総合病院内の精神科の一部問	3	国立国際医療研究センター国府台病院など
大人を含む総合病院の小児医療部門の一部問	1	大阪市立総合医療センター
大人を含む精神科病院の一部問	12	島根県立こころの医療センターなど
子どもを対象とした総合病院内的一部問	4	東京都立小児総合医療センターなど

児童精神科の単科病院	2	札幌市児童心療センターなど
------------	---	---------------

### ③ 全国の児童精神科医等の状況

- ア 日本児童青年精神医学会の認定医は、188名（2012.4.1現在）である。（同学会ホームページによる。）
- イ 日本小児神経学会の認定医は、約1,000名である。（同学会ホームページによる。）
- ウ 上記のほか、児童精神科と密接に関係する専門医として、日本小児心身医学会認定医（58名）、日本小児精神神経学会認定医（278名）、日本小児科医会子どもの心相談医（989名）等の学会認定医もある。（各学会ホームページによる。）
- エ 平成17年に厚生労働省がまとめた「子どもの心の診療医の養成に関する検討会 平成17年度 報告書」によると、医師数について、以下のとおりまとめられている。
- 子どもの心の診療に携わることが期待される一般の小児科医・精神科医は、小児科医は概ね12,000人、精神科医は概ね5,000人で、合計17,000人程度
  - 子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医は多くても約1,500人程度
  - 子どもの心の診療に専門的に携わる小児科医・精神科医は約200人

### ④ 全国の対象患者の状況

- ア 児童精神科の対象患者には不登校が多いが、文部科学省が毎年行っている「学校基本調査」によると、不登校を理由に小中学校を長期欠席しているのは、全国で、117,458人、全児童生徒に占める割合は、1.12%である。（平成23年度）
- イ 「学校基本調査」の不登校に関する過去10年間の統計を見ると、小学生の不登校児童の割合は、0.32～0.36%でほぼ横ばい。中学生の不登校生徒の割合は、平成14年度の2.73%から平成19年度の2.91%をピークとし増え続けたが、平成20年度以降減少しており、平成23年度は、過去10年では最低となる2.65%となっている。
- ウ 発達障がいに関しては、平成18年度に厚生労働省がまとめた「軽度発達障害児の発見と対応システムおよびそのマニュアル開発に関する研究」によると、軽度発達障がいを、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能広汎性発達障がい（HFPDD）、軽度精神遅滞（MR）と定義し、5歳児健診を基盤として発生頻度を調査した結果、鳥取県の5歳児健診（1,015名）では、軽度発達障害児の出現頻度は9.3%であった。栃木県の5歳児健診（1,056名）でも8.2%という出現頻度であった。

## ⑤ 北海道内の児童精神科医療の現状

- ア 「子どもの心の診療ネットワーク事業」は、北海道においては未実施。
- イ 医療機関検索ホームページ（民間）により、「児童精神科疾患の専門的診療が可能な施設」を条件に、北海道内の医療機関を検索した結果は、以下のとおり。（信頼性のある公式の情報がないために、ホームページ検索という方法による資料である。）

都道府県	医療機関数		人口（千人）		10万人当たり箇所数	
	政令市等	政令市	政令市	政令市	政令市	政令市
北海道	49		5,461		0.90	
札幌市		27		1,929		1.40
全国平均	20	14	2,713	1,727	0.85	0.85

北海道、札幌とも人口 10 万人あたりの箇所数は、全国平均を上回っている。

- ウ 全国児童青年精神科医療施設協議会会員施設は、札幌市児童心療センター 1 か所。オブザーバー施設として、北海道立子ども総合医療・療育センター、北海道立緑ヶ丘病院が加盟。
- エ 北海道内の日本児童青年精神医学会の認定医は、8 名（2012. 4. 1 現在）である。（同学会ホームページによる。）
- また、日本小児神経学会の認定医は、42 名である。（同学会ホームページによる。）
- オ 北海道内の対象患者の状況であるが、平成 23 年に北海道教育委員会においてまとめられた「児童生徒の心の健康に関する調査報告書」によると、以下のとおりとなっている。

### 【調査対象】

札幌市を除く全道の公立学校から無作為に抽出した 80 校の公立の小学校 3 年生及び 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生（全日制）の児童生徒を対象に調査した。

学校種	対象校	対象学年	配布数	回答数	回収率	札幌市を除く全道の児童生徒数に占める割合
小学校	24 校	3 年生	1,429	650	45.5%	2.2%
		5 年生	1,416	711	50.2%	2.4%
中学校	28 校	2 年生	1,717	847	49.3%	2.8%
高等学校	28 校	2 年生	2,572	1,527	59.4%	4.1%
合計	80 校	—	7,134	3,735	—	3.0%

【調査期間】 平成 23 年 7 月～8 月

### 【調査方法】

次の内容について、「心の健康に関する調査用紙」を用い、無記名によるアンケート調査。

調査内容	調査方法または項目
抑うつ傾向 (「気分に関する調査1」)	簡易抑うつ症状評価尺度 (QIDS-J) (質問項目に「イライラする気持ち」を追加、ただし、合計点からは除外)
躁傾向 (「気分に関する調査2」)	躁症状状評価尺度 (MEDSCI)
自閉傾向 (「行動に関する調査2」)	自閉症スペクトラム指數 (Autism Spectrum Quotient: AQ-J)
ライフスタイル (「行動に関する調査1」)	睡眠時間、テレビの視聴時間、朝食の摂取状況など

### 【調査結果】

- 抑うつ傾向については、中等度うつ以上を抑うつ傾向あり（抑うつ群）とすると、全体では 12.4% に、小学3年生は 3.7% に、小学5年生は 3.9% に、中学2年生は 13.3% に、高校2年生は 19.4% に抑うつ傾向を認める結果となった。
- 躁傾向については、最近 1～2 週間において躁傾向があったものは、全体では 6.5%。小3で 2.7%、小5で 4.9%、中2で 7.4%、高2で 8.3% であった。過去に躁傾向があったものは、全体で 8.5%、小3で 2.6%、小5で 4.2%、中2で 8.9%、高2で 13.2% であった。
- 自閉傾向については、自閉症スペクトラム指數の自閉傾向があるとする判断値は、研究者によって、30点以上、または 33点以上とされており、30点以上の児童生徒は、全体で 210人 (5.8%) であり、学年別では、小学3年生で 19人 (3.0%)、小学5年生で 22人 (3.2%)、中学2年生で 55人 (6.6%)、高校2年生で 114人 (7.8%) であり、33点以上は、全体で 66人 (1.8%)、であり、学年別では小学3年生で 8人 (1.3%)、小学5年生で 6人 (0.9%)、中学2年生で 17人 (2.0%)、高校2年生で 35人 (2.4%) であった。

### (3) 全国の旧第一種自閉症児施設の状況

#### ① 旧第一種自閉症児施設について

ア 旧第一種自閉症児施設とは、平成24年3月までの児童福祉法において定められていた、知的障害児施設のうち、自閉症を主たる症状とする児童であって病院において処遇することを要するものを入所させる施設であ

る。

平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により、旧重症心身障害児施設なども加えて、医療型障害児入所施設に名称が変更となった。

イ 全国において、自閉症を主たる症状とする児童を受け入れている旧第一種自閉症児施設に当たる医療型障害児入所施設は、以下の 4 か所となっている。

施設名称	所在地	定員
札幌市児童心療センターのぞみ学園	札幌市	32
東京都立小児総合医療センター（一部分）	東京都	
大阪府立精神医療センター松心園	大阪府	
三重県立小児心療センターあすなろ学園（一部分）	三重県	

※ 一部分とは、施設名称が旧第一種自閉症児施設そのものを表すものではなく、施設内的一部分に旧第一種自閉症児施設があるということ。

② 全国の旧第一種自閉症児施設の状況

【別途アンケート調査を実施し、結果を掲載したいと考えている】

アンケート締切 8/30 結果を集計次第情報提供します。

## 2 札幌市の児童精神科医療の現状と課題

### (1) 札幌市における児童精神科医療の歴史と現状

#### ① 札幌市における児童精神科医療の歴史について

- ア 昭和47年、札幌市議会に「情緒障害児治療施設の設置に関する請願」があり、その請願内容によると、当時は、北海道大学医学部附属病院精神科、札幌医科大学小児科、道立精神衛生センターの3か所で情緒障がい児の治療の試みがされており、僅少の患者のみが治療を受けることができていた。
- イ 昭和48年、請願等を受けて、「静療院児童部」が開設。
- ウ 昭和57年、第一種自閉症児施設「札幌市いどみ学園」が開設。
- エ 平成3年、「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター」（北海道立子ども総合医療・療育センター コドモックルの療育部門の前身）に精神科が開設される。
- オ ここ数年は児童心療センター以外にも、発達障がいに関する診療ニーズの高まり等から、札幌市内に児童精神科を標榜するクリニックが新たに開設されているところ。

#### ② 札幌市における児童精神科医療の現状について

- ア 医療機関検索ホームページ（民間）により、「児童精神科疾患の専門的診療が可能な施設」を条件に、札幌市及び他政令市の医療機関を検索した結果、人口10万人あたり箇所数では、全国平均0.86か所を大きく上回り、浜松市の1.51か所に次ぐ1.4か所となっている。
- イ 全国児童青年精神科医療施設協議会会員施設は、札幌市児童心療センター1か所。オブザーバー施設として、北海道立子ども総合医療・療育センターが加盟。
- ウ 札幌市内の日本児童青年精神医学会の認定医は、6名（2012.4.1現在）である。（同学会ホームページによる。）  
また、日本小児神経学会の認定医は、21名である。（同学会ホームページによる。）

エ 基礎データ収集のための市内医療機関へのアンケート調査結果によると、精神疾患を持つ児童の患者の診療状況は以下のとおり。

	精神科病院	精神科等診療所
調査数（調査票送付数）	38	45
回答数	24	27
児童年齢の 患者を診てい る医療機 関数	15	14
5歳以下（外来）	0	0
6～11歳（外来）	1	5
12～14歳（外来）	4	11
15～17歳（外来）	7	1
5歳以下（入院）	0	
6～11歳（入院）	1	
12～14歳（入院）	3	
15～17歳（入院）	5	

オ 札幌市内の児童精神科で対応する患者像の方の概数を試算すると以下のとおりとなる。

なお、試算にあたっては、15～18歳は、一旦対象としないこととする。

	試算条件等	試算数
発達障がい 関係	・札幌市内の0～14歳の人口（H25.4）225,343人 ・知的障がいの一般的な発生率2%（仮定） ・軽度発達障がいの発生率8%（仮定） 合計約10%	約25,000人
精神疾患、 不登校等関 係	・札幌市内の5～14歳の人口（H25.4）152,801人 ・児童生徒の心の健康に関する調査結果 抑うつ12.4% ・不登校者割合（全国）1.12% 合計約13.5%	約20,000人
合計		約45,000人

## （2）札幌市の児童精神科医療の課題

### ① 札幌市を含む全国的な課題について

ア 児童精神科医、その他スタッフ、医療機関の絶対数が不足している。

● 児童虐待、不登校、いじめなど、子どもを取り巻くさまざまな社会問題がクローズアップされており、また、発達障害者支援法が平成16年に制定（施行：平成17年4月1日）されて以降、発達障がいの社会的関心やその支援体制のニーズの高まりなどから、国などがさまざまな対応策を打ち出しているが、未だ、十分な診療体制となっていないと考える。

● 札幌や北海道に限らず全国的に、児童精神科を志す若い医師が少なく、どの地域でも児童精神科専門医が不足している。とくに近年、発達障害という疾患概念の普及に伴う受診患者数の急激な増加に対して専門の医療機関や児童精神科医が絶対的に不足している。若い医師が児童精神科を学んでみたいという動機付けを持てるような魅力的な職場環

境作りや教育システムの構築が不可欠である。児童精神科医の養成体制が全国的に不十分であると考える。

- 基礎データ収集のためのアンケート調査によると、札幌市内の児童精神科の医療機関においては、新規患者の待機期間（予約から初診までの待機期間）は、数ヶ月、場合によっては1年近くかかる場合もあるとの指摘もある。

イ 児童精神科は対象の変化が大きい領域であるため、他機関との役割分担や連携も整理されていない。

- 基礎データ収集のためのアンケート調査結果においても、児童精神科の外来、入院の受診対象年齢や年齢制限等はまちまちである。
- 同じくアンケート調査結果においては、成人になった患者の紹介先に苦慮している病院や、福祉機関、教育機関との役割分担や連携強化を求める声も多かった。

ウ 児童精神科医療について、行政機関、関係機関等からの理解が不十分である。

- 児童精神科医療の閉鎖的な運営が、関係機関の無理解につながり、無理解であるがゆえ、何でも持ち込まれ、マンパワー不足になり、関係機関との連携も不足するといった悪循環に陥っているという指摘もある。

## ② 札幌市の独自の課題について

札幌市児童心療センターとコドモックルの北海道や札幌市内での位置付けや役割分担が明確化されていない。

- 札幌市児童心療センターは、長年にわたり、札幌市内唯一の児童精神科医療の専門機関として、その役割を果たしてきたことから、位置づけや役割分担が必要ない状況で運営を継続し、患者も集中していた。
- 児童心療センターに患者が集中してきたことから、他医療機関の児童精神科医療に関するスキルが育ってこなかったという意見もある。
- ここ数年は児童心療センター以外にも、発達障がいに関する診療ニーズの高まり等から、札幌市内に児童精神科を標榜するクリニックが新たに開業しているが、児童心療センターと新たに開業しているクリニックとの間、またはクリニック同士の役割分担や連携体制等が未構築である。
- 国庫補助事業である「子どもの心の診療ネットワーク事業」は、都道府県が実施単位となっているが、北海道においては未実施であり、北海道あるいは札幌市において、当該事業による拠点となる病院は、現在は無い状況である。
- 札幌市が運営する札幌市児童心療センターが市域を超えて、全道域をカバーし、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施するのは、制約が多く難しい状況である。

### 3 札幌市児童心療センターの現状と課題、問題点

#### (1) 児童心療センターの歴史とこれまでの役割

##### ① 児童心療センターの歴史について

- ア 昭和 48 年 10 月 静療院の全面改築を機に小児特殊病棟（病床数 40 床）を開設し、外来及び病棟業務を開始。
- イ 昭和 57 年 4 月 第一種自閉症児施設「のぞみ学園」を開設。病床数を小児特殊病棟 20 床、自閉症児病棟（のぞみ学園）40 床となる。
- ウ 平成 3 年 4 月 小児特殊病床 28 床、自閉症児病床（のぞみ学園）32 床に変更。
- エ 平成 17 年 市立札幌病院パワーアッププランにより、成人部門の本院移転、児童部門の現地での福祉機能強化等が方針として打ち出される。
- オ 平成 19 年 老人認知症病棟を全面改修し、小児特殊病棟として開設。
- カ 平成 21 年 3 月 市立札幌病院新パワーアッププランにより、成人部門の本院統合を平成 23 年度に行うこと。また児童部門の一般行政病院化について平成 22 年度までに検討を行う方針を決定。
- キ 平成 22 年 12 月 のぞみ学園の改修拡張工事が完了し、共用開始。
- ク 平成 23 年 2 月 児童部門の一般行政病院化、所管を保健福祉局とすること。成人病棟の跡施設利活用策として、発達医療センター・障がい児通園施設等との複合施設整備計画が決定。
- ケ 平成 24 年 4 月 成人部門が本院に統合し、児童部門が、「児童心療センター」として、現地において保健福祉局所管の病院として運営を開始。

##### ② 児童心療センターのこれまでの役割等

- ア 児童心療センターが行っている業務を整理すると以下のとおり。

業務分類	主な業務内容
児童精神科外来	15 歳以下の子どもの発達障害、強迫性障害、統合失調症、うつ病等の通院患者を診療。不登校児を対象にデイケアも実施。
児童精神科病棟	発達性障害・不登校・神経症・統合失調症・摂食障害・虐待等の精神医学的治療を必要とする小中学生を対象とした入院治療。
自閉症児病棟（のぞみ学園）	18 歳以下の自閉症・精神遅滞・てんかん等の精神医学的治療を要する患者を対象とした入院治療。
児童精神科外来（加齢児）	児童精神科外来、児童精神科病棟の患者で、継続して外来治療が必要な 16 歳以上の方に対する外来診療。
自閉症病棟（加齢児）	18 歳以上となっても、継続的入院が必要な患者への継続入院治療。一時的に状況が悪化した入所施設等利用者への入院治

	療を行うこともある。
医師等の民間施設等アウトリーチ業務	民間知的障がい児者施設への訪問による医学的見地からの助言や指導。

※ 医師退職により、現在、業務を縮小している。

イ 市内医療機関、関係団体等へのアンケート結果によると児童心療センターがこれまで果たしてきた役割についての回答を整理すると以下のとおり

分類	回答内容を要約
札幌市内の精神科病院	札幌市の児童精神科医療の中心的役割を果たしてきたといった前向きな評価が多いが、中には、保健福祉局管理下での病院継続は難しいといった意見や、業務が集中しすぎていたのではないかといった意見も寄せられた。
札幌市内の精神科クリニック	札幌市の児童精神科医療の中心的役割を果たしてきたといった前向きな評価も多いが、ほぼ同数の診療所から、敷居が高く改善が必要といった意見、昔は良かったが今は存在感が薄い、孤立していたのではといった批判的な意見も多く寄せられた。
札幌市内の児童精神科医療等を行うクリニック等	ほとんどの意見は、「必要」、「大きな存在だった」等の肯定的な意見。ただし、少数ではあるが、「育ち」の保証は、児童福祉施設で行うべきといった意見や「入院期間が長すぎた」等の否定的な意見も寄せられた。

## (2) 児童心療センターの現状について

### ① 一般行政病院化と複合施設化計画について

#### ア 一般行政病院化について

- 平成 21 年 3 月に策定された市立札幌病院新パワーアッププランにより、静療院児童部門は、特に採算性が低い分野であり、経済性の発揮が求められる公営企業としての努力には限界があるなかで、単なる医療の提供にとどまらず、保健・福祉・教育と一体となって子どもの心の健康増進を図るため、平成 22 年度までに同部門の一般行政病院化（企業会計ではなく、一般会計による病院経営を行うこと。）に向けた検討が行われることになった。
- 平成 23 年 2 月に保健福祉局所管の病院となることが正式決定した。

#### イ 複合施設化計画について

- 成人部門の本院移転に伴い、旧成人病棟（RC 造 5 階建）の跡施設利活用策として、札幌市児童福祉総合センター内の発達医療センター・知的障害者更生相談所と平岸障がい児（者）施設のひまわり整肢園・かしわ学園・第 2 かしわ学園を移転・集約し、札幌市障がい児（者）医療・福祉複合施設整備を行うことが決定。平成 24 年 11 月に体育館解体工事を着

手し、現在まで順次整備事業を進めており、平成 26 年 3 月に完成予定。

② 平成 24 年の医師退職表明問題及びその対応について

ア 医師退職表明の理由等について

- 平成 24 年 8 月に児童心療センターの常勤医師 5 名中 4 名が平成 24 年度末をもって退職する旨表明した。
- その退職理由について、札幌市は、個人的な理由を強調し説明を重ねたが、根本的な理由は、児童心療センターが成人部門と切り離され、独立したことにより、極めて不安定な運営体制となったことである。
- 札幌市は、児童部門の独立にあたり、常勤医師 6 名と非常勤医師 1 名の体制で病院を運営する予定であったが、実際に配置できたのは常勤医師 5 名であり、1 名でも欠ければ危機的な状況になることが容易に想定される中、1 名、また 1 名と連鎖的に 4 名の医師退職表明に至ったものと推察される。

イ 医師退職後の対応について

- 平成 24 年度末を持って、医師 4 名が退職し、札幌市は、緊急対応策として、行政内部の人事異動により、常勤医師 3 名を確保し、不足する宿日直医や外来診療を行う非常勤医師を雇用することにより対応した。
- また、縮小した診療規模に対応するため、新患の一時受け入れ中止、転退院の促進を行い、医師退職表明前は 45 人程度だった入院患者が、現在（平成 25 年 6 月末現在）で 16 名となっている。

(3) 児童心療センターの課題、問題点等について

① 成人部門（一般精神科）が札幌市精神医療センターとして市立札幌病院敷地内に移転し、児童部が児童心療センターとして独立したこと

- 児童心療センターとして独立して診療を行っていくためには、最低 6 名の児童精神科医を常時確保する必要がある。現時点ではこれは不可能であり、今後もほぼ不可能に近い。全国的にみても、児童精神科が独立して診療を継続している施設はほぼ皆無である。

② 病院局管理から保健福祉局管理に変わったこと

- 子どもの精神医学的問題の診断と治療には、心身両面からのアプローチが必要であり、そのために、小児科、神経内科、一般精神科などとの連携が何より重要である。不採算部門だからといって、安易に市立札幌病院から切り離し、保健福祉局へ移管し、充実強化を目指すといった考え方方に問題があった。

③ 各医師の業務上の負担が増大したこと

- 児童心療センターは入院部門を備えており、医師の当直が義務づけられている。その上、市内の児童精神科に関連するさまざまな機関から、診

察、相談業務、啓蒙などの目的で兼職を依頼されており、その負担は増すばかりであった。一人でも欠員が出れば、児童心療センターの運営が崩壊する危機につねに晒されていたといえる。

## 4 大人（高校生、大学生を含む）の発達障がいへの対応の現状

### （1）全国における大人の発達障がいへの対応の現状

#### ① 全国における発達障がいをめぐる制度等の状況について

ア 発達障がいへの支援ニーズの高まりから、平成 14 年に「自閉症・発達障害支援センター」運営事業が国庫補助事業としてスタート。

イ 平成 17 年に「発達障害者支援法」が施行。同法に基づく、発達障害者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関「発達障害者支援センター」が全国で 86 か所開設されている。（平成 25 年 2 月現在。国立障害者リハビリテーションセンターHPより）

ウ 平成 22 年の法律改正により、発達障がいが「障害者自立支援法」、「児童福祉法」の対象となることが明確化された。

エ 平成 23 年の法律改正により、発達障がいが「障害者基本法」の対象となることが明文化された。

#### ② 大人の発達障がいへの対応にかかる全国の状況

ア 発達障がいへの社会的な関心の高まりから、大人になってからの何らかの失敗や挫折などを契機とし、発達障がいを疑うケースは年々増えていると推測される。

イ 厚生労働省の厚生労働科学研究障害者対策総合研究事業により、「青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究」が行われ、平成 23 年 5 月によくガイドラインがまとめられたことなどを見ても、未だ、大人の発達障がいへの対応において、確立されたものは少ない状況。

ウ 前記ガイドライン作成の予備調査によると、精神科臨床医の大半が発達障がい者の治療に携わっている一方で、発達障害者支援センターの存在や役割を知らない精神科医が半数以上という結果になったとのこと。発達障がいについて、多くの医療機関では実際に関わってはいるものの、関係する行政施策等を知らずに孤軍奮闘する医師も少なくないということが推測される。

エ 前記ガイドラインによると、発達障がいと医療の関わり等については、以下のとおり記載されている。

- 発達障がいは、基本的に「治るもの」ではなく、「病気ではなく、その方の脳の特性である」、「ある種の個性であり、人類の多様性を担保する存在である」といった表現も見いだされる。

- しかしながら、早期に診断を受け、その特性に見合った適切な生育環境や教育が準備されることにより、その後に生じる不適応や二次障がいなどが減少するのは、関係者の共通認識である。

- 成人の発達障がい者は、以下の 3 群の混合体。

- A 早期に診断され、継続的に支援を受けて成人に達した方。

- B 従前の診断技術等の問題から、診断、支援されず成人に達した方。

C 一定の障がい特性を持ちながら、診断閾値を超えない方。

- B、Cの方は、しばしば合併精神障がいの治療が必要であることから、医療機関が担う役割は大きい。
- 昨今の発達障がいの関心の高まりから、発達障がいに関する情報が、書籍やインターネットで急速に普及し、障がい特性に心当たりのある人々が自己診断したり、周囲の方が当事者にその可能性を示唆することによって、B、Cの方々が頻繁に医療機関を受診するようになっていく。
- 障がいが治るものではない以上、障がい者支援は医療に任されるべきではなく、家庭、学校、職場等を含む地域社会が責任を持って行うべき。医療機関は、そういった地域全体の支援体制があつてはじめて、診断、精神症状の緩和、メンタルヘルスの見守り、危機時への介入等の重要な役割を果たすことができる。

## (2) 札幌市における大人の発達障がいへの対応の現状と課題

### ① 札幌市における大人の発達障がいへの対応の現状

ア 平成 17 年に「札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる」が運営を開始した。平成 23 年度業務実績によると、相談支援対象者の約 49%が 19 歳以上である。

イ 平成 17 年から、発達障がい者の乳児期から成人期までの一貫した支援を行うため、「札幌市発達障がい者支援体制整備事業」を実施。「職場で使える虎の巻」、「暮らしで使える虎の巻」などを作成。

ウ 札幌市こころのセンターで発達障がいの診断告知をうけた当事者のグループミーティングを行っていたり、各当事者団体等が情報交換会などをしている。

エ 北海道の医療機関検索ホームページで、札幌市内の発達障がい（自閉症、学習障がい）の対応可能な医療機関を検索すると、56 の医療機関が対応可能となっている。

### ② 札幌市における大人の発達障がいへの対応の課題

ア 札幌市や各当事者団体が連携しながら、さまざまな取組みを行うことにより、年々、大人の発達障がいへの支援体制は向上していると考えるが、特に、発達障がいに特化した訓練、療育施設は、数が少なく、関係機関からは、その充実が求められている。

イ 医療提供体制については、北海道のホームページの検索結果を見る限りでは、不足している状況ではないが、関係団体からは、不足しているといった意見や、児童心療センターにも、子どもから大人まで継続して診療してほしいといった要望が寄せられている。

全国の状況と同じく、発達障がいを診る医療機関は増えてはいるものの、発達障がいに関して、患者が求める高度な専門的知識等を持たずに診療し、結果として、患者が診療に対し満足せず、医療機関が不足しているという感覚となっていると思われる。

## 第2章 児童精神科医療のあり方等

### 1 札幌市全体の児童精神科医療のあるべき姿

#### (1) あるべき姿を検討するうえでポイントとなる札幌市の現状や課題

- ① 札幌市は全国的に見ても、決して児童精神科医療資源が少ない訳ではないこと。
- ② 児童心療センターも含め、児童精神科の医療機関同士あるいは福祉や教育との連携、協力体制が構築されていないことが課題としてあること。
- ③ 全国的に見ても充実している児童精神科医療資源を有している一方、児童精神科医を養成する仕組みが不足しており、児童心療センターがそうであったように、今後、個人の開業医などに何かあった場合など、一転して、充実した児童精神科医療体制が崩壊する恐れがあること。
- ④ 児童心療センターについては、これまで、北海道あるいは札幌市の児童精神科医療に関して中核的な役割を果たしてきたという意見が多く寄せられている一方で、孤立していた等の否定的な意見も寄せられていること。
- ⑤ 児童心療センターについては、平成24年4月に、児童部門が独立したことにより、不安定な病院運営体制となっていること。

#### (2) 上記を踏まえた札幌市の児童精神科医療のあるべき姿の方向性について

##### 【基本方針】

児童心療センターの危機的状況から露呈した、さまざまな課題や問題点を解決しながら、札幌市らしい、新しい児童精神科医療体制のモデルの構築を目指す。

##### 【方向性】

- ① 全国的にみても充実した児童精神科医療資源を生かしながら、さらに充実、強化するため、児童精神科医療機関同士のネットワークを構築し、さらには教育機関や福祉機関も含めたネットワークを構築し、連携体制や役割分担を明確化し、子どもの状況などにあったサービスの提供体制を構築する。
- ② 札幌市の充実した児童精神科医療資源やこのネットワーク体制等を長きにわたり維持するためには、児童精神科医の養成が必須であることから、システム化された医師養成体制を設ける。
- ③ 児童心療センターを、病床を持つ病院として安定的に運営するためには、市立札幌病院に統合するよりほかなく、現在の病棟は現地において福祉施設化し、医療機能は市立札幌病院本院に統合すべき。（第3章で詳細を説明する。）

(3) 児童精神科医療の医療機関同士等のネットワークの構築  
【第5回の議論を踏まえ整理】

#### (4) 児童精神科医の養成システムの構築

##### ① 寄附講座の設置について

ア 札幌市の寄附による寄附講座の設置については、平成 26 年度当初に設置することが望ましく、そのために、去る 7 月 12 日に札幌市あてに緊急提言を行った。

イ あらためてその趣旨等説明すると以下のとおり。

- 昨年の児童心療センターの医師の退職表明を受け、北海道大学では、札幌市からの依頼により、後任の医師を確保すべく、全国各地に打診したが、結果として医師を配置することができなかった。
- これは、児童心療センター内の運営が混乱していたことも一因としてあると考えるが、全国的に児童精神科の医師が不足していることが一番大きな要因と考える。
- 特に、近年の発達障がいという疾患概念の普及に伴う受診患者数の急激な増加に対して、専門の医療機関や児童精神科医が絶対的に不足しており、若い医師が児童精神科を学んでみたいという動機付けを持てるような魅力的な教育システムの構築が不可欠であるが、北海道大学にも札幌医科大学にも児童精神医学講座は存在しておらず、児童精神科を学びたい医師がいても、その教育システムは北海道内には無い状況である。
- 来年 4 月に卒業する学生が児童精神科医を目指したとしても、経験を積んで児童精神科医として業務が可能になるのは早くとも 6 ~ 7 年後である。したがって、児童精神医学講座を大学に設置するのは早急にしなければならない事項であり、平成 26 年度当初から設置する必要があると考えている。
- 本来、本案件は全ての答申と一体化して提案されるべきであるが、本年 10 月以降から準備して公募を開始しても、来年度当初から勤務できる優秀なスタッフ（教授 1 名、助教 2 名）を集めることは困難になることが予測されるため、前倒しの緊急提言を行った。
- 幸いにも札幌市は、現在の児童心療センターをはじめ、児童精神科の医療機関が全国的に見ても少なくない状況であるが、児童心療センターがそうであったように、どの医療機関も後任の養成には苦慮している実態がある。
- この寄附講座を設置した場合、これらの医療機関とチームを組んで、診療、教育、研究を行うことにより、市内の児童精神科医療機関の安定的な医師供給体制の構築等に資することになり、他都市には例のない新たな児童精神科医の養成システムを確立できる可能性があると思われる。

## 2 あるべき姿を目指すための札幌市の役割について

### (1) ネットワーク構築に関する札幌市の役割

- ア ネットワークが画餅にならないよう、本答申後、速やかに関係者も含め、ネットワークの仕組み作りやネットワークの具体的な構築方法、ネットワークで行う具体事業等を検討する必要がある。
- イ 「子どものこころ連携チーム」や「児童精神科医療機関のネットワーク」については、任意組織ではなく、ある程度、強制力を持たせた仕組みを作ることも必要だと考える。そういう意味でも札幌市が主体となって設置すべきものと考える。
- ウ また、ネットワーク立ち上がり後も、円滑な連携や機能向上が図られるよう、札幌市が定期的な連絡会議や研修等を開催すべき。

### (2) 寄附講座設置に関する札幌市の役割

- ア 寄附講座を設置してもすぐに児童精神科医が養成される訳ではなく、少なくとも3年から6年程度を要することから、少なくとも10年程度継続した寄附による講座設置が必要である。

## 第3章 児童心療センターの安定した運営体制の構築

### 1 短期的な対応策について

#### (1) 児童心療センターを市立札幌病院に統合すべきである。

##### ① 外来部門

市立札幌病院内に新設された札幌市精神医療センター（成人部門）に児童心療センターを統合することにより、他科との密接な連携が促進され、精度の高い診断と質の高い医療を提供することが可能になり、各医師の当直負担も著しく軽減される。現在の児童心療センターの外来部門（外来診察、デイケア）はそのままの体制で札幌市精神医療センターに移行すべきである。そして、児童精神科の外来診療と他科（とくに小児科）へのコンサルテーション・リエゾン精神医療を実践していく必要がある。児童精神科医は最低3人を確保する。

##### ② 病棟部門

###### 【小児特殊病棟】

病棟部門も札幌市精神医療センターに統合すべきであるが、現在の小児病棟28床をそのまま本院へ移行することはきわめて困難である。従来の小児病棟は、平均1年間程度の長期入院を行い、子どもを育て直すという理念のもとに運営されてきた。この理念は現実の入院病棟の役割を超えており、児童福祉施設の役割を担っていた。入院治療の目的はできるだけ早期に精神症状を軽減し、なるべく早く家庭にかえすことである。入院病棟はこのような本来の入院治療の原点に返る必要がある。そこで、従来の小児病棟の役割のうち急性期治療を担う部分を本院の札幌市精神医療センターへ移行し、福祉的役割は現在の地に情緒障害児短期治療施設（例えば、バウムハウス）を作り、役割を分担すべきであると考えられる。

急性期を担う小児病棟は10床前後の比較的小規模の病棟が適当であるが、すぐに病棟を作ることは困難であるため、本院の小児病棟が完成するまでの期間の対応を考えなければならない。そのために、前述した多職種からなる「子どもの心の連携チーム（仮称）」を設立し、札幌市内のいくつかの病院・施設と連携し、急性期の児童精神科診療を行うことができる病院および施設のネットワークを作り、連携を行うことが重要である。

###### 【のぞみ学園（自閉症児病棟）】

のぞみ学園は福祉施設へ変更すべきである。のぞみ学園は第1種自閉症児施設である。強度行動障害をともなう自閉症児のために設立されたが、当時（平成24年度）において、入院患者の多くは大人であり（平均年齢28.2歳）、長期の入院を余儀なくされている（平均在院日数750～1500日、つまり2～5年以上）。のぞみ学園を札幌市精神医療センターに統合することはきわめて困難である。したがって、のぞみ学園は福祉施設へ変更することが妥当と考えられる。ただし、重症の強度行動障害をともなう患者が少なくないことから、充実

したスタッフを備えた高度な福祉施設へ変更すべきと考えられる。現在ののぞみ学園の施設をそのまま利用しながら、従来の福祉施設よりもスタッフの数を増やし、経験豊富なスタッフをそろえる必要がある。

## 2 中長期的な対応策について

### (1) 児童精神科病棟を開設する

可及的速やかに正式な児童精神科病棟を札幌市精神医療センターに併設する形で開設すべきである。これは長期的展望ではなく短期的課題に取り上げるべき問題であり、早急に開設の準備を始める必要がある。上に述べたような「児童精神医学講座」が大学に設置されれば、児童精神科スタッフは着実に増加していくと予想される。児童精神科病棟は10床ほどのコンパクトな病棟とし、年齢は15歳以下に限定し、入院期間も3ヶ月を超えないことを原則とすべきである。

# 資料編

**医療機関設置区分ごと 院内学級、平均在院日数、患者像等の状況(平成23年度)**

「第42回 全国児童青年精神科医療施設研修会報告資料」から関係データ抜粋し作成

区分	院内学級	病床開放数	入院1日患者平均数	病床利用率	平均在院日数	病態(診断名)	新規入院患者の状況						患者年齢 21歳未満 18歳未満 計	うち不登校を伴う うち虐待を伴う															
							F 0	F 1	F 2	F 3	F 4	F 5	F 6	F 7	F 8	G 9	G 0	その他	未就学 計	小 学 1 年 生 3	中 学 2 年 生 6	中 学 3 年 生 7							
総合病院 精神科の一部門	院内併設	32	0	32	23.0	71.9	189.4	0	0	3	18	8	0	0	4	3	0	0	39	0	2	6	31	0	0	39	4	29	
総合病院 小児科の一部門	独立校舎	45	45	0	43.2	96.0	219.8	0	0	1	11	25	20	0	0	29	21	1	0	108	0	1	22	85	0	0	108	19	81
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	13	13	0	3.3	25.4	50.2	0	0	3	8	3	0	0	4	2	0	0	23	0	0	2	15	5	1	23	8	13	
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	22	14	8	13.5	61.4	76.8	0	0	16	2	14	25	0	0	4	16	0	1	78	2	8	12	33	22	1	78	13	26
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	35	0	35	22.5	64.3	61.2	1	0	29	4	36	13	10	0	35	0	0	128	0	1	9	32	74	12	128	6	42	
精神科病院 精神科病院 一部門	独立校舎	40	29	11	22.2	55.5	70.1	0	0	1	0	4	5	2	9	43	8	0	0	72	2	9	17	33	11	0	72	18	61
精神科病院 精神科病院 一部門	独立校舎	10	0	10	8.1	80.9	54.8	0	0	13	1	10	0	0	1	16	11	0	0	52	0	1	1	14	19	17	52	15	42
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	30	0	30	23.6	78.7	108.1	0	0	5	1	9	2	0	1	3	1	3	0	25	0	1	4	19	1	0	25	4	10
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	25	0	25	14.6	58.4	139.0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	5	0	0	39	1	6	29	3	0	0	39	11	7
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	50	50	0	39.3	78.6	114.1	0	1	3	0	8	0	0	1	3	1	0	0	17	0	4	0	7	3	3	17	14	9
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	16	0	16	14.6	91.3	72.6	3	1	22	7	26	5	0	0	41	9	0	0	114	0	3	12	61	12	26	114	80	75
精神科病院 精神科病院 一部門	独立校舎	26	24	2	16.2	62.3	223.8	2	0	8	9	43	1	1	0	6	7	0	0	77	0	0	13	28	20	16	77	23	57
精神科病院 精神科病院 一部門	独立校舎	12	12	0	7.5	62.5	97.2	0	0	5	1	1	2	0	2	4	6	0	1	22	0	0	1	7	8	6	22	8	2
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	198	148	50	167.0	84.3	169.0	0	1	5	5	24	4	1	0	12	9	0	0	61	0	0	2	22	23	14	61	10	40
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	30	0	30	24.4	81.3	163.9	1	0	0	1	14	2	0	13	12	5	1	1	50	0	3	8	28	8	3	50	8	25
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	129	35	94	104.4	66.7	78.2	0	1	2	0	8	3	2	0	4	14	0	0	34	0	0	12	10	9	3	34	17	9
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	200	0	200	141.8	70.9	90.7	0	0	73	29	96	20	1	1	254	102	0	0	576	2	19	93	243	214	5	576	148	346
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	40	40	0	32.8	82.0	223.0	0	1	1	5	10	14	0	0	3	28	0	0	62	1	6	21	29	5	0	62	15	35
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	15	0	15	10.0	66.7	48.9	2	0	1	7	25	21	0	2	11	1	0	3	73	0	2	7	59	5	0	73	0	29
精神科病院 精神科病院 一部門	院内併設	36	26	10	21.7	60.3	155.0	0	0	5	5	26	11	0	0	8	12	0	0	67	0	1	3	62	1	0	67	12	53
精神科病院 精神科病院 一部門	独立校舎	80	0	80	67.5	84.4	374.4	0	0	0	2	2	0	0	43	21	0	0	68	1	15	22	30	0	0	68	6	29	
精神科病院 精神科病院 一部門	独立校舎	28	0	28	20.0	71.4	347.0	0	0	1	0	7	1	0	0	14	4	0	0	27	0	0	7	20	0	0	27	6	19

医療機関検索ホームページ（民間）により、「児童精神科疾患の専門的診療が可能な施設」を条件に、都道府県及び政令市単位で検索した結果

(信頼性のある公式の情報がないために、ホームページ検索という方法による資料である。)

都道府県	医療機関数	人口（千人）		10万人当たり箇所数	
		政令市	政令市	政令市	政令市
北海道	49		5,461		0.90
	札幌市	27		1,929	1.40
青森県	8		1,350		0.59
岩手県	8		1,303		0.61
宮城県	11		2,325		0.47
	仙台市	8		1,061	0.75
秋田県	9		1,063		0.85
山形県	13		1,152		1.13
福島県	20		1,962		1.02
茨城県	11		2,946		0.37
栃木県	9		1,993		0.45
群馬県	14		1,992		0.70
埼玉県	27		7,208		0.37
	さいたま市	2		1,235	0.16
千葉県	35		6,196		0.56
	千葉市	12		964	1.24
東京都	82		13,216		0.62
	23区	65		9,007	0.72
神奈川県	47		9,072		0.52
	横浜市	23		3,697	0.62
	川崎市	7		1,439	0.49
	相模原市	2		720	0.28
新潟県	13		2,347		0.55
	新潟市	4		811	0.49
富山県	10		1,083		0.92
石川県	13		1,163		1.12
福井県	11		799		1.38
山梨県	6		852		0.70
長野県	16		2,133		0.75
岐阜県	11		2,065		0.53
静岡県	25		3,737		0.67
	静岡市	6		712	0.84
	浜松市	12		797	1.51
愛知県	61		7,426		0.82

	名古屋市	24		2, 267		1. 06
三重県		17	1, 839		0. 92	
滋賀県		7	1, 417		0. 49	
京都府		20	2, 627		0. 76	
	京都市	11		1, 473		0. 75
大阪府		76	8, 863		0. 86	
	大阪市	28		2, 677		1. 05
	堺市	8		842		0. 95
兵庫県		61	5, 571		1. 09	
	神戸市	20		1, 542		1. 30
奈良県		12	1, 390		0. 86	
和歌山県		14	987		1. 42	
鳥取県		15	582		2. 58	
島根県		8	707		1. 13	
岡山県		18	1, 937		0. 93	
	岡山市	8		713		1. 12
広島県		26	2, 849		0. 91	
	広島市	12		1, 181		1. 02
山口県		16	1, 431		1. 12	
徳島県		10	776		1. 29	
香川県		18	989		1. 82	
愛媛県		7	1, 415		0. 49	
高知県		4	752		0. 53	
福岡県		36	5, 085		0. 71	
	北九州市	6		972		0. 62
	福岡市	11		1, 492		0. 74
佐賀県		8	844		0. 95	
長崎県		11	1, 408		0. 78	
熊本県		15	1, 807		0. 83	
	熊本市	6		738		0. 81
大分県		14	1, 186		1. 18	
宮崎県		7	1, 126		0. 62	
鹿児島県		8	1, 689		0. 47	
沖縄県		7	1, 410		0. 50	
合計 (10万人あたり箇所数のみ平均)	944	302	127, 531	36, 269	0. 85	0. 85

※ 政令市の数値は内数。人口は、2012. 10. 1 推計人口。

※ あくまでも民間の医療機関検索ホームページでの検索結果であり、検討部会で診療内容等を精査したものではない。